平成 26 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催について

1. 背景•目的

気候変動枠組条約第4条及び関連する締約国会議決議により、附属書 I 国(いわゆる先進国)は、自国の温室効果ガス排出・吸収目録(インベントリ)を作成し、毎年4月15日までに条約事務局に提出することとされている。特に、2015年に提出するインベントリ(2013年度排出・吸収量)からは、2013年末の COP19で採択された改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドライン に基づき、IPCC が 2006年に作成した新たな排出・吸収量算定ガイドライン(2006年IPCC ガイドライン²)を適用し、排出量の算定カテゴリーや算定方法等の全面的な更新を行う必要がある。

また、附属書 I 国が提出したインベントリは、条約事務局が編成する専門家審査チーム (Expert Review Team: ERT) により、温室効果ガス排出・吸収量が IPCC ガイドラインに基づいて適切に算定されているか等について審査を受けることから、審査での指摘事項に対応した算定方法の精緻化を図っていく必要がある。

さらに、カンクン合意に基づく 2020 年排出削減目標については、強化された測定・報告・検証 (MRV: Measurement, Reporting, Verification) 制度の下、2年に一度提出する隔年報告書 (Biennial Report: BR) の評価・審査のプロセスにおいて、目標達成に向けた排出・吸収量のトレンド及び各対策・施策の進捗状況等が評価・審査される。

そこで、2015 年提出インベントリの作成に向け、改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドライン及び 2006 年 IPCC ガイドラインに基づく算定方法の新規設定及び従来からの改善・精緻化、審査において指摘を受けた課題への対応、対策・施策による削減効果や進捗状況を反映した算定方法の設定等を検討するため、温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

2. 検討事項

- ・ 2015 年提出インベントリ (2013 年度排出・吸収量) における算定方法、活動量及び排出係数等 の新規設定及び従来からの改善
- ・ 分野横断的課題の検討(統一的な検討方針及び検討課題の選定基準の設定、他制度との相互検証・相互連携方針の検討、インベントリ関連情報のアウトリーチ方策の検討等)

1

Decision 19/CP.24, Annex I "Guidelines for the preparation of national communications by Parties included in Annex I to the Convention, Part I: UNFCCC reporting guidelines on annual greenhouse gas inventories" http://unfccc.int/resource/docs/2013/cop19/eng/10a03.pdf#page=2

² 2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories

3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリ WG 及び分野別の課題を検討する7つの分科会・タスクフォース(エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、HFC 等4ガス分科会、農業分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会、NMVOC タスクフォース)において検討を行う。

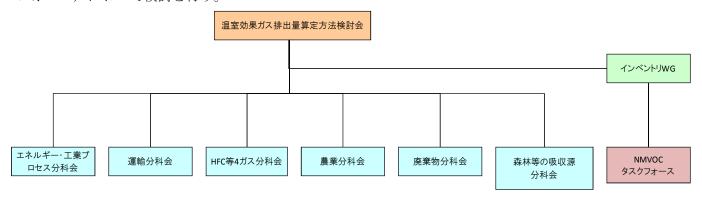


図 1 温室効果ガス排出量算定方法検討会の体制

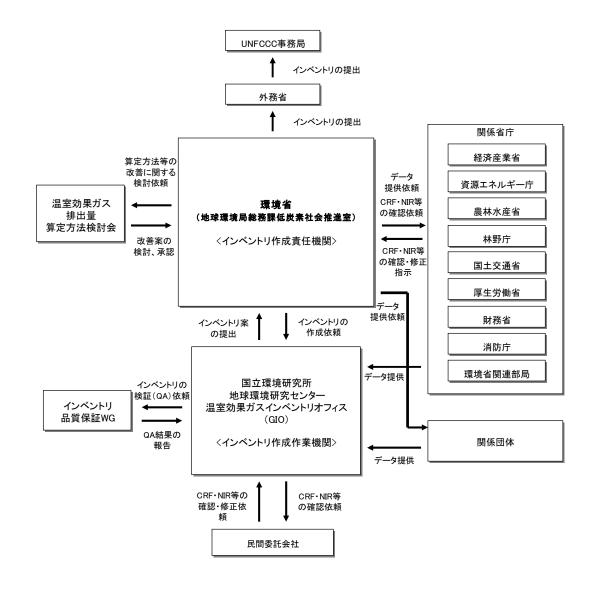


図 2 我が国のインベントリ作成体制

4. 検討スケジュール(案)

- ➤ 従来、本検討会で検討した算定方法は、当該年度の確報値に反映しており、速報値は前年度から算定方法を変更せずに算定していた。しかしながら、インベントリ報告ガイドラインの改訂により、2013年度以降は、2012年度の確報値の算出に用いた算定方法と大きく異なることになるため、速報値と確報値の乖離が過大にならないよう、本年度は、算定方法の設定・改善を速報値から反映する必要がある。
- ➤ このため、2014 年 12 月頃の公表を予定する 2013 年度排出量(速報値)の算定のため、本日の 第1回検討会までに、各分科会において、改訂インベントリ報告ガイドラインへの対応を中心 に、算定方法を検討してきた。(森林等の吸収源分野を除く)。
- ➤ 積み残し課題については、引き続き検討を継続し、2015 年 1 月下旬に予定する第 2 回検討会までに各分科会を開催し、2013 年度温室効果ガス排出・吸収量(確報値)に反映する算定方法を検討する。

表 1 平成 26 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会のスケジュール

表 1 平成 26 年度温至効果ガス排出重昇正方法検討会のスケンュール					
時期	活動	主な内容			
平成 26 年 7~9 月	各分科会の開催**	今年度の検討方針の確認 2013 年度排出量(速報値)に反映する算定方法の検討			
9月12日	親検討会(第1回)	2013 年度排出量 (速報値) に反映する算定方法の検討・ 承認			
9月29日 ~ 10月4日	国連集中審査	✓ 2012 年度インベントリに対する UNFCCC 専門家審査			
9~12月	2013 年度排出量(速報値)の 算定・公表	✓ 2013 年度排出量(速報値)の算定✓ 2013 年度排出量(速報値)の公表			
平成 26 年 11 月 ~ ~ 平成 27 年 1 月	各分科会の開催	✓ 積み残し課題の検討✓ 2013 年度排出・吸収量(確報値)に反映する算定方法の検討			
平成 27 年 1月 (下旬予定)	親検討会(第2回)	✓ 2013 年度排出・吸収量(確報値)に反映する算定方法 の検討・承認			
2~3 月	2013 年度インベントリ作成	✓ 2013 年度インベントリの作成(算定方法等の設定・改善、2013 年度活動量の反映、排出・吸収量の算定、国家インベントリ報告書(NIR)の作成等)。 ✓ 品質保証/品質管理(QA/QC)の実施			
4月	2013 年度インベントリ提出	✓ UNFCCC への 2013 年度インベントリ提出(提出期限: 4/15)			

5. (参考) 2015 年提出(2013 年度排出・吸収量)以降のインベントリについて

5.1 従来のインベントリとの違い

従来のインベントリ(2014 年提出インベントリ(2012 年度排出・吸収量)まで)における温室 効果ガス排出・吸収量の算定方法は、UNFCCC インベントリ報告ガイドライン (FCCC/SBSTA/2006/9)に基づき、1996 年改訂 IPCC ガイドライン³、Good Practice Guidance (2000)⁴及び Good Practice Guidance for LULUCF (2003)⁵で規定された算定方法を適用して作成することと されていた。

2015 年提出(2013 年度排出・吸収量)以降のインベントリ作成にあたっては、2013 年 11 月に ワルシャワ (ポーランド) で開催された COP19 において最終合意された改訂 UNFCCC インベント リ報告ガイドライン 6 に基づき、2006 年 IPCC ガイドライン 7 で規定された算定方法を適用して作成することとなる。

5.2 改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドラインの概要(従来からの主な変更点)

(1) 方法論(セクター分類、算定方法及び各種パラメータの変更、新規排出源の追加等)

2006 年 IPCC ガイドラインに記載された方法論を使用。これに伴い、排出源・吸収源のセクター分類や共通報告様式(CRF: Common Reporting Format)の表構成が全面的に改訂されるとともに、新規排出源が追加(廃炭坑からの漏出(CH₄)、カプロラクタム製造からの排出(N_2O)、酸化エチレン製造からの排出(CO_2)等)。

(2) 対象ガス

- ▶ 報告義務のある温室効果ガスとして、従来の CO₂, CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆に加え、三フッ化窒素(Nitrogen trifluoride, NF₃)が追加(なお、HFCs として、HFC-152, HFC-161, HFC-236cb, HFC-236ea, HFC-245fa, HFC-365mfc が、PFCs として C₁₀F₁₈, c-C₃F₆が追加)。
 ※ 対象ガスの詳細は表 3 参照。
- ➤ 報告が強く推奨されている温室効果ガスとして、HFEs (Fluorinated ethers) 及び PFPEs (Perfluoropolyethers) が追加 (その他、「COP では未採択ながらも IPCC によって 100 年 GWP が示されているガス」の報告を強く推奨)。ただし、これらのガスは国の総排出量には含めない。

(3) 地球温暖化係数 (GWP)

▶ IPCC 第 2 次評価報告書 (SAR) に記載された 100 年 GWP から、IPCC 第 4 次評価報告書 (AR4) に記載された 100 年 GWP へ変更 (これに伴い、CH₄の GWP は 21 から 25 へ、N₂O は 310 から 298 へ変更)。

※ 各ガスの GWP は表 3 参照。

³ Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories (1997, IPCC)

⁴ Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories (2000, IPCC)

⁵ Good Practice Guidance for Land Use, Land-Use Change and Forestry (2003, IPCC)

⁶ http://unfccc.int/files/meetings/warsaw_nov_2013/decisions/application/pdf/cop19_inv_rep_gdln.pdf

⁷ 2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories (2006, IPCC)

(4) 間接 CO₂排出量の取り扱い

- ▶ 非燃焼起源及び非バイオマス起源⁸の CH₄, CO 及び NMVOC が大気中で酸化されることによる間接 CO₂ 排出量について、各国の選択により、総排出量に含めて報告することができることが明示された。
- ▶ 2006 年 IPCC ガイドラインで定められた間接 CO₂排出量の算定方法は以下のとおり。

 CH_4 からの間接 CO_2 排出: $E = Emission_{CH_4} * 44/16$

CO からの間接 CO_2 排出: $E = Emission_{CO} * 44/28$

NMVOC からの間接 CO_2 排出: $E = Emission_{NMVOC} * C * 44/12$

※Cは、NMVOC 中の炭素含有率(デフォルト値は 0.6)

(5) 注釈記号「NE」の定義の変更

> CRF に用いる注釈記号である「NE」(Not Estimated、未推計)が、従来の「未推計」の 排出源に加え、国の総排出量の 0.05%に満たず、かつ 50 万 t CO_2 未満の排出源に対し、 「重要でない」排出源に使用することが可能になった(我が国の場合、国の総排出量の 0.05%は約 60 万 t CO_2 強に相当するため、50 万 t CO_2 が基準となる)。ただし、この「重要でない」排出源の合計が国の総排出量の 0.1% を超えてはならない。また、上記の関値を超えていないことを証明する情報を国家インベントリ報告書(NIR: National Inventory Report)において報告する必要がある。

※我が国では、平成24年度にインベントリWG及び算定方法検討会で検討し、

- ・3,000 t-CO₂ eq.未満は「NE」を適用可
- ・3,000 t- CO_2 eq.以上 50 万 t- CO_2 eq.未満は、排出量算定にかかる労力や今後の排出見通し等を踏まえて分科会で適宜判断

との方針を設定済。

(6) 国家インベントリに関するアレンジメント(National Inventory Arrangement)の実施及び維持

➤ インベントリを作成するための組織的・法的・手続き的なアレンジメントを実施及び維持することを推奨(京都議定書第5条1に基づく国内制度(national system)とほぼ同様の要件を設定)。

⁸ ただし、燃焼起源やバイオマス起源であっても、 CO_2 排出量や炭素ストック変化量を算定する際に CH_4 ,CO 又は NMVOC として排出される炭素分を控除している場合は間接 CO_2 排出量の算定の対象となる可能性がある。

5.3 森林等の吸収源に関する取り扱い

土地利用、土地利用変化及び林業(Land Use, Land-Use Change and Forestry: LULUCF)分野は、京都議定書では他分野と別扱いとなっており、森林等の吸収源の特性を京都議定書の目標達成に反映できるように、独自の活動(京都議定書第3条3、4)や計上ルール(活動の選択、計上上限値設定、基準年比を使わない森林吸収量の計上方法など)が制定されている。そのため、他分野と同様に算定・報告を行う「条約インベントリ」に加え、京都議定書独自の計上ルールに対応した「議定書補足情報」も含め、2種類の算定・報告を行ってきた。

わが国は京都議定書第2約束期間には入らないが、以下の状況も踏まえ、2013年度以降も、2012年度までと同様に「条約インベントリ」に加えて「議定書補足情報」の算定・報告も行う。

- ・ 京都議定書第8回締約国会合において第2約束期間の目標値持たない国もLULUCFの議定 書補則情報に関する年次報告を行うことが決議された(決定2/CMP.8)
- ・ わが国の 2020 年削減目標の森林等の吸収源分野の貢献は議定書 LULUCF ルールに即して計算を行う予定 (7.1 節参照)

本年度の森林等の吸収源分科会では、①5.1-5.2 節で説明された新しい 2006 年 IPCC ガイドライン、改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドラインに基づく変更への対応、②第 2 約束期間向け議定書 LULUCF ルールへの対応、③その他の継続検討課題への対応、を進める予定である。2012 年度までと 2013 年度以降の LULUCF の算定・報告制度の概要は表 2 の通り。

表 2 2012 年度までと 2013 年度以降の LULUCF の算定・報告制度の概要*

数1 2011 (及3 CC 2013 (及列車の Bellett の昇足 報音制度の視象						
	2012 年度までの LULUCF	2013 年度以降の LULUCF				
条約インベ	・国土全域を対象。	・国土全域を対象。				
ントリ	・GPG-LULUCF を用いて計算。	・ 2006 年 IPCC ガイドラインを用いて計算。湿地に関				
	・わが国の削減目標には利用しない。	する補足ガイドラインを利用可能。				
		・わが国の削減目標には利用しない。				
京都議定書	・「新規植林・再植林」「森林減少」が	・「新規植林・再植林」「森林減少」「森林経営」が				
補足情報	義務計上。わが国は任意活動から「森	義務計上。わが国は「植生回復」を継続報告。加え				
	林経営」「植生回復」を選択して計上。	て「農地管理」「牧草地管理」の選択を検討中。				
	・森林経営は約束期間吸収量を各国毎に	・森林経営は各国の設定した参照レベル(わが国は第				
	設定された上限値まで算入。わが国は	1 約束期間と同じ設定)からの吸収量増加分を各国				
	1300 万炭素トン(基準年比 3.8%に相	一律の基準年比 3.5%まで算入。				
	当)。	・伐採木材は炭素ストックとして維持されている分				
	・伐採木材は林外に搬出した時点で即排	を算定可能。				
	出計上。ストック維持分は算定しない。	・ 2006 年 IPCC ガイドライン、2013 年議定書補足的方				
	・GPG-LULUCF を用いて計算。	法論ガイダンスを用いて計算。				
	・わが国の削減目標に直接利用。	・わが国の削減目標の算定に利用。				

^{*} 他にも多くの詳細な計上・報告ルールが存在する。

表 3 SAR と AR4 に記載されたガス種及び GWP の比較

ガス	SAR	AR4				
報告が義務付けられたガス						
Carbon dioxide	CO2	1	1			
Methane	CH4	21	25			
Nitrous oxide	N2O	310	298			
Hydrofluorocarbons (HFCs)						
HFC-23	CHF3	11,700	14,800			
HFC-32	CH2F2	650	675			
HFC-41	CH3F	150	92			
HFC-43-10mee	CF3CHFCHFCF2CF3	1,300	1,640			
HFC-125	C2HF5	2,800	3,500			
HFC-134	C2H2F4 (CHF2CHF2)	1,000	1,100			
HFC-134a	C2H2F4 (CH2FCF3)	1,300	1,430			
HFC-143	C2H3F3 (CHF2CH2F)	300	353			
HFC-143a	C2H3F3 (CF3CH3)	3,800	4,470			
HFC-152	CH2FCH2F	-	53			
HFC-152a	C2H4F2 (CH3CHF2)	140	124			
HFC-161	CH3CH2F	-	12			
HFC-227ea	C3HF7	2,900	3,220			
HFC-236cb	CH2FCF2CF3	-	1,340			
HFC-236ea	CHF2CHFCF3	-	1,370			
HFC-236fa	C3H2F6	6,300	9,810			
HFC-245ca	C3H3F5	560	693			
HFC-245fa	CHF2CH2CF3	-	1,030			
HFC-365mfc	CH3CF2CH2CF3	-	794			
Perfluorocarbons (PFCs)						
Perfluoromethane – PFC-14	CF4	6,500	7,390			
Perfluoroethane – PFC-116	C2F6	9,200	12,200			
Perfluoropropane – PFC-218	C3F8	7,000	8,830			
Perfluorobutane – PFC-3-1-10	C4F10	7,000	8,860			
Perfluorocyclobutane – PFC-318	c-C4F8	8,700	10,300			
Perfluourpentane – PFC-4-1-12	C5F12	7,500	9,160			
Perfluorohexane – PFC-5-1-14	C6F14	7,400	9,300			
Perfluorodecalin – PFC-9-1-18 *	C10F18	-	>7,500			
Perfluorocyclopropane **	c-C3F6	-	>17 340			
Sulphur hexafluoride (SF6)	SF6	23,900	22,800			
Nitrogen trifluoride (NF3)	NF3	-	17,200			

GWPを示したインベントリ報告ガイドラインの附属書IIIに追加されたガス

SAR:IPCC第2次評価報告書(1995年) AR4:IPCC第4次評価報告書(2007年)

^{*:} CRFレポーターでは、perfluorodecalinに対し7,500の値を使用。

^{**:} CRFレポーターでは、perflurorocyclopropaneに対し17,340の値を使用。

6. (参考) 2013 年以降のインベントリに対する審査の仕組み

京都議定書第1約束期間(2008~2012年)のインベントリに対しては、毎年、京都議定書第8条の下でのインベントリ審査において専門家審査チームがその透明性、正確性、一貫性、比較可能性、等をチェックし、不適切と判断された場合には排出量の再計算等の措置(京都議定書第5条2に基づく「調整」)が実施されていた。2013年以降のインベントリに対しては、我が国は京都議定書第2約束期間に参加しないことから、気候変動枠組条約の下でのインベントリ審査を受けることとなる。

気候変動枠組条約の下でのインベントリ審査は、現在は、専門家審査チームによる排出量再計算の プロセスが存在しないなど、議定書第8条下での審査とは内容が異なるが、2014年末の COP20 にお いて、条約の下でのインベントリ審査ガイドラインが改訂される予定であり、審査におけるスコープ 及び内容等の詳細は現時点では未定である。

また、京都議定書締約国は、第2約束期間への参加・不参加にかかわらず、京都議定書第3条3及び4に基づく温室効果ガス吸収・排出量を毎年報告する義務があるが、当該情報が京都議定書第8条の下で審査されるか否かについても今後の国際交渉に委ねられており、現時点では未定である。

7. (参考) 2020 年排出削減目標と進捗評価の仕組み

7.1 気候変動枠組条約における 2020 年排出削減目標

COP16 で採択されたカンクン合意に基づき、先進国は 2020 年の排出削減目標(自主的に設定)を 条約事務局に提出・登録し、削減努力を行うこととなった。この目標達成に向けた進捗状況等につい て、2年に一度の隔年報告書(Biennial Report: BR)により報告し、国際的評価及び審査(International Assessment and Review: IAR)を受けることとなる。

<我が国の 2020 年排出削減目標>

> 2020 年度に 2005 年度総排出量比で 3.8%減

- ※ この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックス が検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定 した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を 踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。
- ※ 森林吸収源については、必要な対策・施策を持続的に実施することにより、京都議定書第2約束期間のLULUCFのルールに則して、森林経営による吸収量の算入上限値である2013年度から2020年度平均で1990年度総排出量比3.5%(約4,400万t-CO₂)(2020年度における吸収量としては、2005年度総排出量比約2.8%(約3,800万t-CO₂、一定の前提を置いて試算)以上)の確保が目標とされている。

7.2 2020 年排出削減目標に向けた進捗評価の仕組み

IAR は、専門家審査チーム(ERT)による技術的審査(Technical Review)と、実施に関する補助機関会合(SBI)の下で実施される多国間評価(Multilateral Assessment)の2つのプロセスで構成される。 我が国が昨年提出した第1回隔年報告書については、本年10月にERTが我が国を訪問し、技術的審査を受け、その後、来年6月の第42回補助機関会合(SBI42)において、多国間評価を受ける予定。

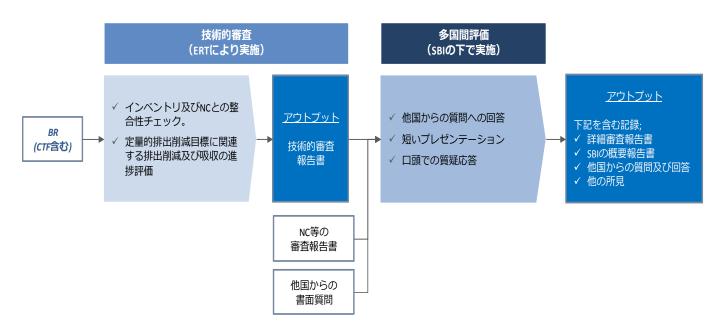


図 3 技術的審査及び多国間評価の概要